

申込日 年 月 日

福島県よろず支援拠点相談申込（受付）票兼同意書

下記の注意事項および裏面の留意事項に了承し相談を依頼される場合は「相談者名」欄にご署名ください。

福島県よろず支援拠点の利用にあたり、下記の注意事項および裏面の留意事項について了承しました。

ふりがな		所属 役職
相談者名 (署名)	(才)	

[注意事項]

利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、相談を受けることができません。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者
2. 反社会的勢力（①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等）

事業者名	代表者 役職・氏名 (才)		
住所	〒 ー		
電話番号	eメール		
事業内容			
相談項目 ※複数選択可	1. 販路拡大 2. 新商品開発 3. 広報・情報発信戦略 4. デザイン 5. 知的財産 6. 地域資源活用・農商工連携・新連携 7. 海外展開 8. ものづくり 9. 生産性向上 10. IT活用 11. 雇用・労務関係 12. 資金繰り（条件変更：無・有・相談中） 13. 事業再生及び再チャレンジ 14. 事業承継 15. 創業・起業 16. その他の経営課題 ()		
ご相談内容 ※差し支えの 無い範囲で 結構です			
当拠点を何で 知りましたか？	1. よろず支援拠点の窓口 2. よろず支援拠点の facebook 3. よろず支援拠点のホームページ 4. ダイレクトメール 5. 紹介・その他（ご紹介者名等： ）		

福島県よろず支援拠点では、経営向上に関する情報やセミナーのご案内などをダイレクトメールやeメールで発信しています。

情報の受け取りを承諾する

※支援機関や金融機関等の窓口からのお申し込みの場合はご記入ください。

支援機関名		担当者名	
電話番号		eメール	

よろず支援拠点内部管理用No.

福島県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

福島県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供できない場合があることをあらかじめご留意ください。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人福島県産業振興センター(福島県よろず支援拠点の実施機関)は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- 1 福島県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部(中小企業基盤整備機構)、公益財団法人福島県産業振興センターが連携・協力して運営している事業です。
- 2 お伺いした内容(個人情報を含む)については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- 3 また、お伺いした内容(個人情報を含む)については、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー(以下「データ利活用ポリシー」という。)に則りデータ利活用します。よろず支援拠点を利用することにより、データ利活用ポリシーに合意したものとみなします。詳細については以下リンクをご参照ください。
【データ利活用ポリシー】https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/
- 4 本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 福島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、福島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、福島県よろず支援拠点が運営上、相談業務に支障をきたすと判断した行為
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、福島県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等